

# 大阪府立住吉商業高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月1日

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、校訓である誠実・明朗・進取の精神から「誠実で自ら進んでビジネス社会に貢献できる人材」の育成のために「大阪府立住吉商業高等学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- I いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組
- II いじめの未然防止・早期発見のため取組
- III P T A・保護者との情報の共有をはじめ、家庭・地域社会との連携を強化

## 3. いじめの未然防止についての取り組み

### <基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

「いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりのために」

#### i 人権教育の推進

生徒、教職員、保護者それぞれを対象の人権研修会を実施し、人権意識の醸成と人命尊重の心を育てる。

#### ii 実学としての商業教育の推進

実社会においてのマナー、立居振舞、言葉遣いなどを身に付けさせ、社会生活での人との係わりと、尊重し合える心を育てる。

#### iii 特別活動の推進

部活動をはじめ、生徒会活動、団活動における異年齢集団での活動の中で、他者への思い遣りの心を育てる。

(1) 授業改善についての取組

① 学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応についての重点課題

学習の仕方を身に付けさせ、学習に対する意識の改善と学習意欲の向上に繋げる取組を実践する。

② 「わかる授業」づくりにおける具体的な取組

・教材の精選や提示の仕方、復習のための課題づくりなど、生徒の興味関心と学習の持続性を図り、基礎学力を身に付けさせる。

・「わかる授業」を進め、生徒間の「教え合い・学び合い」の環境をつくることで絆を深め、お互いを尊重する精神を養う。

③ 指導力の向上に関する取組

・年2回の公開授業を実施し、保護者の視点からの気づきを得る。

・授業アンケートからのフィードバック。

(2) 自己有用感を高めるために

① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組

ホームルーム活動、学年行事、団活動において、一人ひとりに役割を持たせ課題に取り組みさせる。

② 友達や教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

朝のあいさつ運動、校内美化運動などをはじめ、生徒会、各種の委員会活動等を通して人との触れ合いと助け合いの精神と責任感を養わせる。

③ 生徒を認め、誉める指導を充実させるための取組

学業、資格取得、部活動、その他特別活動等において、常に積極的なアプローチでモチベーションを高めさせる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組

落書きなどの消去と防止、適切な言葉遣いなど、日常生活における小さいことから、全ての教育活動の中で教師と生徒がともに気づきあえる環境をつくる。

② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

各学年単位での人権学習、全校集会、教職員人権研修会、PTA・保護者対象人権啓発講習会等を通じ、豊かな心の醸成を図る。

③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

各学年単位での人権学習、および全校集会等で啓発する。

④ 情報モラルに関する取組

・専門教科における情報教育、生活指導、防犯教室等の機会を捉え、日常的に起こり得るネットの怖さ、問題点を理解させる。

・「face to face」によるコミュニケーションの大切さを指導することで、ネットだけに頼らないコミュニケーション能力を養う。

#### 4. いじめの早期発見のための取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

##### ① 生徒観察の充実と情報の共有化

学級担任、教科担当者、部活動顧問、生活指導部等での日常の観察及び状況の把握とその情報の共有を図り、些細な変化に気付くことができる体制をつくる。

- ・学年会での情報の共有。
- ・毎月の学年と生活指導部との連絡会での情報交換。
- ・各担任による保護者懇談会での意見交換。
- ・毎月のPTA実行委員会での情報の共有。

##### ② 変化の記録を作成する。(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)

##### ③ アンケート調査の実施

学期毎にいじめに関するアンケートを実施し、状況の把握と情報の共有を図る。

##### ④ スクールカウンセラーの活用

月2回のスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施。

##### ⑤ 外部機関との連携

- ・大阪市こども相談センターとの連携

(24時間電話いじめ相談・・・0120-0-78310 年中無休)

(電話教育相談【こども専用】06-4301-3140 【保護者専用】06-4301-3141)

月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後7時)

- ・所轄警察署との連携

#### 5. いじめの早期解決のための取組

##### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

##### ① いじめ事案を管理職等へ報告する体制

##### ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制

(情報の共有化・教職員の連携等)

##### ③ 被害生徒の保護、並びに加害生徒への指導

##### ④ 大阪市こどもセンター、所轄警察署などの関係機関との連携

##### ⑤ PTA・家庭・地域との連携

##### ⑥ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ① 「いじめ防止対策委員会」を設置する。

##### <構成>

校長（委員長）・教頭・首席・生徒指導主事・人権教育担当者・各学年主任・養護教諭（※事案に応じて、担任、部活動顧問等を加える。）

##### <役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

#### ② 常設の委員会、事案発生時の委員会の設置

- ・常設委員会（年4回）
- ・事案発生時委員会（随時）

#### ③ 校内研修会の実施

年間計画に基づき研修を実施する。

#### ④ 年間計画

- ・いじめ防止対策委員会開催時期（年4回）
  - 第1回 1学期初旬 指導方針、年間計画等立案
  - 第2回 1学期末 いじめアンケート調査の分析、教育相談等からの現状把握
  - 第3回 2学期末 いじめアンケート調査の分析、教育相談等からの現状把握
  - 第4回 3学期末 現状把握、年間総括及び課題の洗い出し等
- ・調査
  - 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・2月）
  - 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（7月・12月）
- ・研修会
  - 教職員人権教育研修会（7月）
  - PTA人権研修会（12月）

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページ、PTAだよりなどによる情報発信・啓発活動
- ② PTA実行委員会、学校協議会等との協力体制の強化。
- ③ 大阪市こども相談センター、住之江警察等、関連機関との情報共有

### (3) 取組内容の検証

#### ① PDCAサイクルの活用や「学校経営計画」との関連

- ・年間計画に基づき、いじめ防止対策委員会の活動を実践し中間・最終の両評価をもって次年度への改善点・課題設定等を行う。
- ・「学校経営計画」の人権教育の推進に係る事項にも関連付ける。

- ② 取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法
  - ・生徒向け学校アンケートの実施
  - ・PTA実行委員会、学校運営協議会への情報提供と取組への評価

## 7. 重大事案への対処

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、  
速やかに府教育庁に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ③ 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ④ 被害生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ⑤ 府教育庁への報告

### ※ いじめ発見の際の流れ

